

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市教育文化会館喫茶スペース改装検討業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社 石本建築事務所 札幌オフィス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌市教育文化会館2階喫茶スペースを芸術作品の展示スペースに改装するための現状把握及び最低限必要となる改修対象範囲について検討を行うものである。</p> <p>当該施設は、令和4～6年度の3か年にわたる改修の工事期間中であり、工事の安全性確保の観点から、関係者以外の入場を制限しているほか、工事のしゅん功までは、設計変更等に伴って建物の現況が変容する可能性があるという特殊な状況下にある。このような状況下で、改修工事受注者と連携を図りながら、現地での現状把握や改修対象範囲の検討を行う本業務において、工事の安全管理に影響を及ぼさずに目的を遂行できる者は、当該工事の施工監理を受託している上記業者以外になく、現場を熟知していることによる経費の節減も図られることから、上記業者を選定する。</p>	
根拠法令	（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号